

みみタロウ

日本語版 ☆ 129号 2018年10月

滋賀県国際協会ボランティアグループ「みみタロウ」

大津市におの浜 1-1-20 ピアザ淡海 2F

Tel/Fax : 077-523-5646

E-mail : mimitaro@s-i-a.or.jp

URL : http://www.s-i-a.or.jp

https://www.facebook.com/siabiwako



あなたが作る人生のストーリー



～ 今回は、みみタロウの翻訳も協力いただいている翻訳家の劉穎さん(守山市在住)にお話をうかがいました。～



今年の4月、私が翻訳した児童書『小犬の裁判はじめます』(今関信子著)が中国で出版され、文芸翻訳家としてようやく一歩を踏み出すことができました。また15年間発行し続けてきたメルマガは190号を迎えました。『日中翻訳鑑賞』

<http://www.mag2.com/m/0000102762.htm>

私が翻訳家になりたいと思ったのは、まだ中学生の頃です。祖母は日本人で、第二次世界大戦後に中国で残留孤児となりました。戦後約40年を経て、私たち家族は、私が14歳の時に来日しました。当時は外国人の生徒に対する日本語支援もなく、私は養護学級に在籍し、日本語も勉強もできずに不安な気持ちで過ごしていました。そんな時、辞書を片手に『窓際のトットちゃん』を読んで感動したのが本の世界に魅了されたきっかけです。それ以来、一人ぼっちの私にとって本は友達で、読書を通して日本語が大好きになり、いつか翻訳をしたいと思うようになりました。そうして翻訳家になるため、思いつくことは何でもやりました。翻訳をするには日本語も中国語も中途半端だったので、高校卒業後は北京の大学に留学し、日本の大学では日本語学科を専攻しました。

それからは、中国語や日本語を教えながら、翻訳の仕事が続けてきました。しかし10年経っても依頼があるのは実務翻訳ばかりで、私の目指す文芸翻訳の仕事は全くありませんでした。自分から動かないと何も変わらないことがわかり、少しでも文筆業に近づこうと、守山市の広報紙の市民リポーターに応募しました。その取材で児童文学者の今関先生との出会いがあり、この本を翻訳させてもらえることになりました。そしてできあがった翻訳を抱えて中国で出版社を探し回り、3年間かかって出版にこぎつけました。大きな喜びと共に、夢を追いかけるのはこんなに大変で重いことなんだと感慨深かったです。

これまで無我夢中で進んで来て、今ようやく少しゆとりを持ってこれまでの人生を語ることができそうです。私生活では、子育てのことや、PTAや周りのお母さん達との付き合いなどで随分悩んできました。これらの苦い経験から母語教育と異文化交流のNPO活動に打ち込んだのですが、組織内で

の考え方の相違などから活動を終了することになり、残念な思いもしました。このようにつまづいてばかりだったのですが、今思うと、もう少し別の対応をすればまた違う結果になっていたのではと思うのです。その時々とはとてもつらい時間でしたが、失敗をしたことで自分自身を見つめ直すことができ、自分の成長の糧になったと思います。

仕事の面では、文芸翻訳にたどりつかず試行錯誤していたその横道での出会いが、私の人生を豊かにしてくれ、夢へとつないでくれました。もし初めからうまくいっていたら、一人で翻訳ばかりをして少し単調な人生になっていたかもしれません。子育てや文化の違いで悩んだ時には、中国語教室の生徒さんからのアドバイスで助けてもらい、広報リポーターでは各分野で活躍する方たちと出逢い、色々な人生を学ばせて頂きました。NPO活動が終了した後、燃え尽き状態になってしまったのですが、自身を取り戻すために新しい挑戦をしました。大学院で本格的に文学を学び始め、今は研究員として翻訳の研究をしています。趣味では、着付けや茶道など日本文化を体験し、どの人も同じように受け入れてくれる温かさとおもてなしの心に触れ、自分から壁を設けなければいろんな所に居場所があり、同じ関心を持つ仲間とつながれる事を実感しました。

人生の道は平坦ではありません。私は昔からの夢を追いつつ、夢に出会う道のりは人それぞれでしょう。途中で疲れたら、立ち止まって水分補給してもいいし、無理しないで方向転換してもいい。大切なのはどんな道でも人のせいにせず、納得のいく人生を送れるよう努力を惜しまないことだと思います。また子ども達には、道中息切れしないよう体力と知力を蓄えて、人との出会いを大切にしてほしいです。そして是非、本を生涯の友にしてください。私の翻訳本は県内の図書館に寄贈し置いていただいています。更に多くの多言語の本が設置されるよう願っています。

振り返れば、私の傍らにはいつも本がありました。それに感動したり、傷ついた心が癒されたり、励まされたり。そして人生も作品だと思ふことにしました。波瀾万丈な物語に感謝し、どんなストーリーも丁寧に描く努力をしました。皆さんもしたいこと、出会いたい人がいれば、自ら行動して、人生の物語の主人公になって描いてください。エピソードまで温かく豊かなものでありますように！



はけん はたら ひと し 派遣で働く人が知っておくこと

— はけんろうどう あたら る ー る など し しゅうろう やくだ
派遣労働についての新しいルール等を知って、就労に役立てましょう！—

■派遣受け入れ期間の制限と労働契約の申し込み義務について

一部の業務を除き、派遣先で派遣労働者を受け入れることのできる期間には最長3年の制限があります。期間制限を超えてその業務について派遣労働者を仕事をさせる場合などは、派遣先は派遣労働者へ労働契約の申し込みをしなければなりません。

2015年の労働者派遣法改正法で、派遣として、同じ事業所で同じ仕事を3年を超えて働くことは、基本的にできないことになりました。一定の手続きを経れば、3年を超えて働くことはできますが、異なる「課」などへ移動することが必要です。2018年9月より、同じ事業所の同じ「課」などに、継続して3年派遣される見込みとなった場合には、派遣元事業主（派遣会社）から下記の雇用安定措置（義務）を受け取ることが可能です。（1年以上3年未満派遣見込みの方には、努力義務の対象。「派遣元で無期雇用されている派遣労働者」や「60歳以上の派遣労働者」などは、雇用安定措置の対象外）

対象：2015年9月30日以降に労働者派遣契約を締結・更新した派遣労働者

△雇用安定措置の内容（義務）

派遣元事業主は、以下の①～④のいずれかの措置を講じる必要があります。また、①を講じて直接雇用に関結び付かなかつた場合には、別途②～④のいずれかの措置を講じる必要があります

- ① 派遣先への直接雇用の依頼（派遣先が同意すれば、派遣先の社員となります）
- ② 新たな派遣先の提供（その条件が派遣で働く方の能力、経験に照らして合理的なものに限る）
- ③ 派遣元での派遣労働者以外としての無期雇用
- ④ その他雇用の安定を図るための措置

注意・雇用安定措置の対象となるには、派遣元事業主に対し、派遣終了後も継続して就業することを希望することが必要です。雇用安定措置①～④のうち、派遣元事業主に講じてもらいたいものを希望することができます。

・派遣先が、派遣労働者を禁止業務（港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関連業務）に従事させたり、期間制限に違反して労働者派遣を受け入れたなどの場合には、その派遣労働者に対して労働契約の申し込みをしたとみなされます。

■無期雇用への転換推進措置について

2018年4月から無期雇用の申請受付も始まっています。有期労働契約が2013年4月以降、反復して更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、次の契約から期間の定めのない労働契約に転換できます。（詳しくはみみタロウ126号）

労働についての相談窓口

◆滋賀労働局総合労働相談コーナー Tel：077-522-6648 （日本語）

おつしやう ちで はま し が りやう そうごう ちやうしや
大津市打出浜 14-15 滋賀労働総合庁舎 4F

◆「外国人労働者向け相談ダイヤル」10:00～15:00

英語	月～金	Tel 0570-001701	中国語	月～金	Tel 0570-001702
ポルトガル語	月～金	Tel 0570-001703	スペイン語	火、木、金	Tel 0570-001704
タガログ語	火、水	Tel 0570-001705			



はたら かくにん 働くときに確認しましょう！



派遣会社から、労働契約を締結するときに労働条件の明示、派遣就業を開始するときに派遣料金額の明示、就業条件の明示があります。

■ 社会保険の加入について確認しましょう！

社会保険に加入することで、一定の条件を満たせば、傷病手当金、出産手当金、育児休業給付金、介護休業給付金などを受け取ることができます。

△ 社会保険の加入条件 勤務先が①法人事業所（株式会社、有限会社など）又は②従業員5人以上の個人事業所（飲食業、理美容業などを除く）に該当して、そこで常用使用される人は、厚生年金保険・健康保険に加入することになります。

・パートタイマー、アルバイトであっても同様の業務に従事している正社員の所定労働時間および労働日数の4分の3以上である人は、被保険者となります。

・正社員の4分の3未満であっても、以下の5つの要件を全て満たす人は、被保険者になります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上 ② 勤務期間が1年以上見込まれること ③ 月額賃金8.8万円以上
- ④ 学生以外 ⑤ 従業員501人以上の企業に勤務していること（労使合意に基づき申し出をする事業所であれば、501人以下の企業に勤める労働者も加入できます）

厚生年金保険・健康保険の加入についての問い合わせ（多言語） Tel 0570-007-123 又は 03-6837-2913

■ 年次有給休暇、育児休業、介護休業を取ることができます

派遣でも労働基準法、男女雇用機会均等法などの労働関係法令は適用されます。

△ 年次有給休暇 労働者の権利であり、行使することで賃金が支払われる休暇です。

- ・入社日から6カ月間継続して働き、全労働日の8割以上勤務した場合に10日、それ以降は1年ごとに継続年数に応じて与えられます。この日数は、週5日または週30時間以上働く人の場合で、パートタイマーやアルバイトであっても、所定労働日数・時間に応じて年休が与えられます。
- ・年休を貯め続けることはできません。年休を請求できる権利は、2年間で消滅します。
- ・労働者の退職や解雇によって労働関係が消滅すれば、有給休暇の請求権は消滅します。
- ・使い切れない有給休暇を換金することは原則として違法です。

△ 育児休業・介護休業 パートタイマーやアルバイトであっても、一定の条件を満たせば育児・介護休業を取ることができます。

- ・ 育児休業 労働者が原則として1歳に満たない子を養育するために取る休業です。
取得条件：同一事業主に一年以上雇用されていること。子が1歳6ヶ月に達する日までに労働契約期間が満了することが明らかでないこと。
- ・ 介護休業 労働者が、要介護状態の対象家族を介護するための休業です。対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業を分割して取得できます。
取得条件：同一事業主に一年以上雇用されていること。取得予定日から起算して93日を経過する日から6ヶ月を経過する日までの間に、労働契約の期間が満了することが明らかでないこと。



イベント情報

ワンコインコンサートシリーズ

文芸セミナー (近江八幡市安土町桑実寺777)

♪「マンドリンで奏でる世界の名歌」

10月18日 (木) 14:00～

♪「鳴り響け！ プラスサウンド～金管5重奏で名曲を」

10月27日 (土) 10:30～

♪「3人のママたちが贈る夢のひととき」

11月17日 (土) 10:30～

♪「あわてんぼうサンタ～マリンバ弾きにやってきました！」

12月8日 (土) 10:30～

♪「クリスマス・ファンタジー」

12月20日 (木) 14:00～

入場料：500円 ※全席自由

問 (公財) 安土町文芸の郷振興事業団

☎ 0748-46-6507



紅葉の名所



11月中旬～12月上旬

★淡海湖 (高島市今津町深清水)

https://takashima-kanko.jp/spot/2018/06/post_149.html

★メタセコイア並木道 (高島市マキノ町蛭口～マキノ)

<https://takashima-kanko.jp/spot/metasequoia.html>

★びわ湖バレイ (大津市木戸1547-1)

<http://www.biwako-valley.com/>

★比叡山ドライブウェイ中腹夢見が丘

(大津市山中町長等山776-3) ※ライトアップ有

<http://www.hieizan-way.com/about/>

★延暦寺 (大津市坂本本町4220)

<http://www.hieizan.or.jp/>

★日吉大社 (大津市坂本5-1-1) ※ライトアップ有

<http://hiyoshitaisha.jp/>

★金剛輪寺 (愛知郡愛荘町松尾寺874)

<http://www.kongourinji.org/>

★西明寺 (大上郡甲良町池寺26)

<http://www.saimyouji.com/>

★永源寺 (東近江市永源寺高野町41) ※ライトアップ有

<http://eigenji-t.jp/>

★教林坊 (近江八幡市安土町石寺1145)

<https://kyourinbo.jimdo.com/>

★玄宮園-彦根城内 (彦根市金亀町1-1)

※ライトアップ有

http://www.biwako-visitors.jp/search/spot_spot_1666.html

次号みみタロウは1月の発行予定です



しがらきイルミネーション2018

(信楽高原鐵道信楽駅周辺)

★2019年1月14日 (月) まで 日沈～24時

※冬まつりは12月9日開催 (フィナーレは花火)

問 信楽町観光協会

☎ 0748-82-2345

除夜の鐘

(12月31日)



彦根城時報鐘 23:30～1:00 (彦根市金亀町1-1)

問 彦根城管理事務所 ☎ 0749-22-2742

比叡山延暦寺 23:40～ (大津市坂本本町4220)

問 比叡山延暦寺 ☎ 077-578-0001

西教寺 23:45～ (大津市坂本5-13-1)

問 総本山 西教寺 ☎ 077-578-0013

三井寺 (園城寺) (大津市園城寺町246)

問 園城寺 ☎ 077-522-2238

豊満神社 (愛知郡愛荘町豊満392)

問 豊満神社 ☎ 0749-42-3448



歳旦祭

(1月1日)



多賀大社 0時～ (大上郡多賀町多賀604)

問 多賀大社 ☎ 0749-48-1101

豊満神社 10時ごろ～ (愛知郡愛荘町豊満392)

問 豊満神社 ☎ 0749-42-3448

苗村神社 0時～17時 (蒲生郡竜王町綾戸467)

問 苗村神社 ☎ 0748-57-0160

SIA からのお知らせ

問 滋賀県国際協会 ☎ 077-526-0931

▼未来のための進路ガイダンス

日本語を母語としない中学生とその親のための進路ガイダンス。要予約。

日時：10月14日 (日) 13:30～16:00

場所：草津市まちづくりセンター

(草津市西大路町9-6)

▼外国人芸術家展示会 in ピアザ淡海

出展者：ホセ デ ラ コリーナさん

日時：12月3日 (月)～14日 (金)

場所：ピアザ淡海1F

(大津市におの浜1-1-20)